

生徒指導通信

新潟県立三条東高等学校
生徒指導部
令和元年7月19日 No.4・5

○学校へ届いた3通のメールから

1 学期末のテスト期間中の同日に学校代表アドレスへ3通のメールが届きました。

2通は別々の方からでしたが同様の内容で、近隣の図書館にてテスト期間中ということもありテスト勉強をしている三条東高校の生徒について、騒がしく、笑い声など館内に響いている状況で、周囲で利用している方の迷惑になっているという内容であり、学校で指導していただきたいとのことでした。

もう1通は近隣の女性からの御礼のメールで、その女性が近所のスーパーにて買い物をし、帰ろうと駐車場へ移動した際に買い物袋から買ったばかりの物が落ちてしまったそうです。その時にそのスーパーのイトインコーナーでテスト勉強をしていた三条東高校の2, 3人の生徒達が外に出てきてくれて、落ちていたものをすべて拾ってくれたそうです。その行動についてとてもうれしく感じ御礼まで…。ということでした。

このようなメールをいただかないまでも、普段の私たちの生活の中ではいろいろなことがあり、その行動はいろいろな周囲の方の目に入り、いろいろな影響を与えているのではないのでしょうか？

前半のような内容は心が寂しくなってしまう内容ですが、反省し生活の姿勢を正すべきこととして受け止めましょう！

後半のような内容では私たちの心を温かくしてくれ、三条東高校の同じ生徒、関係者として嬉しくなります。できるだけ多くのいい影響が三条東高生から広がっていくよう祈っています。



○歩きスマホ・ながらスマホ「7つの危険」～要確認!!～ (事件・事故・災害アーカイブHPより参照)

(1) 人とぶつかる

歩きながらスマホを利用した場合、周囲の認識率が50%低下。

周囲の認識率は50%低下

不注意による事故だけでなく、「スマホ当たり屋」の事件も発生しています。あらかじめ壊れたスマホ等(※)をバッグに入れて、スマホを見ながら歩く人にわざとぶつかって因縁をつけ、金銭を要求する手口です。

※スマホだけでなく、メガネや貴重品が壊れた、ケガをしたなどの理由で因縁をつけられるケースもあります。階段で足を踏み外す事故の危険性も高くなります。

原因が自分にある負い目から、潜在的な被害も少なくないと思います。金銭を要求されたら、自分だけで解決しようとせず、必ず警察へ連絡・相談を！



(2) 車に気づかない

交差点で赤信号を見落とし、事故にあう危険性が高くなります。

クルマに気づかないリスク: 自転車を運転中のスマホ利用で死亡事故も発生しています。

(3) 自転車事故

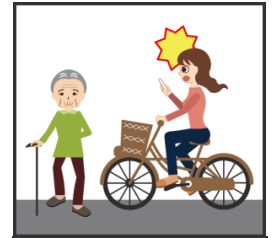
歩行者と衝突するリスク: 平成29年の12月には、神奈川県で左手にスマートフォン、右手に飲み物を握り、左耳にはイヤホンをして運転していた女子大学生の自転車が高齢女性と衝突し、死亡させる事故も発生しています。相手を死傷させ、数千万円の賠償責任を負うケースも出ています。

スマホなど携帯電話を使用しながらの運転は、視界が95%低下(通常6メートルの視界が30センチまで狭くなる)との研究結果も出ています。(愛知工科大の小塚一宏特任教授 | 交通工学)



※下記は「ながら運転」以外を含む

- ①9,521万円：男子小学生（11）の自転車が女性（62）に衝突し、女性が高度後遺症。
- ②9,266万円：男子高校生の自転車が男性会社員（24）と衝突。男性会社員が言語機能の喪失等の障害を負う。
- ③6,779万円：男性がペットボトルを片手に持ったまま、下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断中の女性（38）と衝突し、女性は3日後に死亡。



(4) 犯罪被害に遭う

周囲の状況に気づきにくくなり、狙われる危険があります。

犯罪被害に遭うリスク

歩きスマホをしている人を狙った「ひったくり」などの犯罪も発生しています。また女性や子どもでは、性犯罪に遭うリスクも高くなります。



(5) 後を付けられる

帰宅時やコンビニ等での買い物帰りに、特に注意が必要です。

歩きスマホの女性を狙い、後を付けられる事案も発生しています。自宅などを知られてしまうことで、ストーカーや住居侵入などの犯罪被害につながる恐れもあります。



(6) 駅構内でのトラブル

通勤・通学だけでなく、混雑時は特に注意が必要です。

駅のホームなどでは、他人とぶつかりトラブルを起こすリスクが高くなります。また混雑した電車内での使用は、盗撮や痴漢などを疑われるケースもあります。



(7) 線路に転落する

駅のホームから線路に転落する危険性が高くなります。また他人を巻き込む事故につながることもあります。

2018年7月にJR東海道線「東静岡駅」で、スマホを使用しながらホームを歩いていた中学3年の男子生徒（14）が線路に転落し、列車とホームの間に挟まれ亡くなる痛ましい事故が発生しています。



2016年には、東京都品川のりんかい線「天王洲アイル駅」でも、20代の女性が同様の事故で亡くなっています。

プラス1

ながら運転で検挙されたら

○自転車の場合

スマホや携帯電話を使用しながら運転することは道路交通法で禁止されている行為です。違反した場合には「5万円以下の罰金」が科せられることがあります。

生徒についての報告・連絡・相談（ホウレンソウ）または御不明な点は学校まで御連絡下さい。

新潟県立三条東高等学校 生徒指導部 係：坂爪

TEL 0256(38)6461

○アルバイトについて【確認】



アルバイトについて本校では学習面を中心に考え、平常時（長期休業中以外）には原則禁止されています。

家庭等の事情により学校から特別に許可された者のみが学習の妨げにならない範囲で認められています。

無許可でのアルバイトは特別指導の対象となり、今後の進路に大きく影響することとなるので、そのようなことのないように！

長期休業中のアルバイトについては各学期の成績から学習不振の状況がないことを確認した上で、行うことができます。その場合にも許可申請を行ってからするようにしてください。

○服装、身だしなみ再々度確認してください

先月の生徒指導通信でも掲載しました。残念ながら一部ではありますが、先生方から注意を受け、直している人がいまだにいます。不要な指導を受けることのないようにしましょう。

また、登下校については原則制服です。長期休業中であっても、部活動の遠征や大会等で顧問の先生の指示があるような特別な場合を除いては制服を正しく着用し登校してください。

「人は見た目で判断してはいけない」と言われますが、その言葉の裏を返すと「人は見た目で判断をしている」ということです。普段の行動は私たちの身だしなみや形、服装や立ち振る舞いになって表れてしまうもの。正しい行動ができるよう、正しい服装・身だしなみをし、正しく見た目から判断してもらいましょう！



○荒天時、傘差し出した若者（新潟日報～「窓」より）

新潟市西区 女性（71）

先日の風雨の強い休日、新潟市役所前でバスを降り、傘を差した途端、突風にあおられ、傘が折れてしまいました。

レインコートのフードをかぶって歩き出したところ、声を掛けられました。白い開襟シャツに黒いズボンの高校生らしい男性でした。「どうぞ使ってください。自分はぬれるの平気ですので」と言い、傘を差し出して下さったのです。

一瞬何が起こったのか分からないくらい驚きました。夢のような出来事で「レインコートなので大丈夫です」「ありがとう」と言うのがやっとでした。

こんな風雨の中、自分のことだけで精いっぱいの人が多いのに、なんと温かい心の人なのだろうと、うれしさがこみ上げました。会う人にこの話をすると、みんな「そんな高校生がいるんだ」などと感心し、一様にうれしい顔をします。私も思い出しては、うれしくなり、気持ちが明るくなります。

上の記事は新潟日報の「窓」というコーナーで6月30日に紹介されていました。新潟のどこの高校生かはわかりませんが、彼の勇気と行動力は素晴らしいと感じたので紹介してもらいました。また三条東高校でも冒頭に紹介しましたが、御礼のメールを頂いた生徒達にも同様のうれしさを感じます。

困っている人に差し出されたのは傘や落ちたものを拾ってくれた手だけではなく、これらの高校生の優しくたくましい心だからこそ、周りに感動を与えられるのだと思います。



特集 「いじめ」について考える…

* 「学校生活アンケート」より

“いじめ”に関係する項目について担任の先生方より改めて聴き取りをさせていただきました。対応が必要と思われるものについては随時対応しています。また、“いじめ”であるなしにかかわらず、被害的・加害的立場（どちらか判断できない場合も含む）の生徒双方に状況を確認する場合があります。その際には保護者の方へも必ず連絡申し上げます。御不明な点や御意見がありましたら、御連絡ください。

生徒の皆さんも“いじめ”はゆるさない！という意識で毎学期のアンケートに回答をお願いします。

加えて、相談しやすい先生や周囲の人にその都度相談し、一人で抱え込むことのないようにしてください。

今回のアンケートからは普段の何気ない生徒間の言動が傷つけてしまっているケースがありました。意図して行動したものでなくとも“いじめ”として認知されることもあります。普段から自分自身の言動には責任をもって行動しましょう！

また、アンケートの内容は自分が被害にあっていないかどうかだけでなく、周りに被害を与えていないかどうかも同時に確認してほしいと思います。

* 「いじめの分類」（滋賀県大津市のアンケートより）

(1) 軽易ないじめ

- ・ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言われたりした
- ・ 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした



(2) 重篤ないじめ

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした
- ・ お金や物を、おどし取られたり、おどし取られそうになった
- ・ お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした



(3) ネットいじめ

- ・ パソコンや携帯電話で、嫌なことをされた
- ・ アンケート調査では、この分類をした上で、被害経験について整理しています。

その結果を見ると、次のようなことが言えます。

軽易ないじめが最も多い。続いて「軽易ないじめと重篤ないじめ両方」が多い。ネットいじめの被害経験のある人は、全体の中でごく少数。さらに、ネットいじめ単体で発生することは極めて稀であり、軽易ないじめや重篤ないじめ（あるいはその両方）が発生しエスカレートしていく過程で、ネットいじめも発生する。



無視、仲間外れ、嫌なあだ名をつける、嫌なキャラを押しつけるなどの「コミュニケーション操作系いじめ」（「いじめを生む教室」PHP 新書での表現）は、（現行法では）犯罪とは見なされないものの、当事者が被害感を覚えていればもちろんいじめに該当しますし、やがて重篤ないじめへと発展する可能性もあることから見逃すことのないよう対応していこうと考えます。

* 「新潟県いじめ対策ポータル」の紹介

新潟県ではホームページを開設し、“いじめ”について様々な面での取り組み等を紹介しています。自分に関係ないからと思わず、時間がある時に1度は見てみてください。

ホームページアドレス：<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>